

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	原爆被爆者医療費	事業開始年度	昭和32年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 岡山 健二		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当医療費は、「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国は、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給					
実施状況	医療給付状況 平成20年度:認定被爆者数→4,415人、被爆者数→235,569人 平成19年度:認定被爆者数→2,188人、被爆者数→243,692人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	39,295	38,311	38,292	38,260	39,493
	執行額	38,436	38,266	37,741		
	執行率	97.8	99.8	98.5		
	総事業費(執行ベース)	38,436	38,266	37,741		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	医療費の支払は、国(厚生労働省)に対し、各都道府県国民健康保険団体連合会及び東京都社会保険診療報酬支払基金(各都道府県分を一括取りまとめ)等からの医療費請求に基づき支払を行っている。				
	見直しの余地	平成22年度予算については、執行状況を踏まえ、対前年度99.9%(△32百万円)の予算規模に見直しを図ったところである。				
予算・監視の効率化	原爆被爆者医療費については、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記						

厚生労働省  
37,741百万円

各機関からの請求に基づく  
医療費の支払い。

【交付】

A 都道府県(47)  
561百万円

(内訳)上位10者

- |         |        |
|---------|--------|
| 1. 広島県  | 228百万円 |
| 2. 長崎県  | 144百万円 |
| 3. 東京都  | 49百万円  |
| 4. 大阪府  | 33百万円  |
| 5. 福岡県  | 20百万円  |
| 6. 神奈川県 | 15百万円  |
| 7. 兵庫県  | 12百万円  |
| 8. 千葉県  | 7百万円   |
| 9. 埼玉県  | 6百万円   |
| 10. 京都府 | 6百万円   |

医療費の支払い。

【委託】

B 国民健康保険団体連合会  
27,893百万円

医療費の支払い。

【委託】

C 東京都社会保険診療報酬支払基金  
9,287百万円

医療費の支払い。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.広島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	228			
計		228	計		0
B.国民健康保険団体連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	27,109			
事務費	医療費の助成に係る事務費	784			
計		27,893	計		0
C.東京都社会保険診療報酬支払基金			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	9,217			
事務費	医療費の助成に係る事務費	70			
計		9,287	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0